

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-130）、MOX 燃料加工施設（1-132）」

2. 日時：令和4年6月9日（木） 13時30分～17時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、藤原主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、武田安全審査官、瀬戸川安全審査専門職、高梨安全審査専門職、森野安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社 須田 執行役員 他19名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ

グループマネージャー 他1名

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 課長

日本原子力発電株式会社 発電管理室 炉心・燃料サイクル 担当

中国電力株式会社 電源事業本部 原子力安全技術 担当部長 他3名

5. 要旨

（1）日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）から、令和4年6月2日の提出資料に基づき、申請対象設備の選定に関する整理方針及び当該方針を踏まえ、溶解設備を例に整理状況について説明があった。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点を説明するよう求めた。

- ・ 申請対象設備の抽出について、設備の数を集計する際の抽出単位の考え方を整理して示すこと。
- ・ 申請対象設備が漏れなく抽出されていることの検証プロセスに沿った資料構成に再整理して、申請対象設備リスト、系統図等の関係性を明確にすること。また、他の系統との設備区分の境界について設定の考え方を明確にすること。
- ・ 系統機能を踏まえた耐震重要度分類の設定の考え方及びその適用状況を明確にすること。

（3）日本原燃から、本日のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他
提出資料
なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年1月24日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html
- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html
- ・ 令和4年6月2日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」